

処分した一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

種類：燃やせるごみ	(単位:t)												
数量：	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1号炉	994.81	732.35	935.75										2,662.91
2号炉	804.47	1,196.28	740.64										2,741.39
計	1,799.28	1,928.63	1,676.39										5,404.30

ばいじん除去の実施状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ハ)

ガス冷却室												
1号炉	R8.4.29	-	-									
2号炉	R8.4.6	-	-									
ろ過式集じん器												
1号炉	R8.4.29	-	-									
2号炉	R8.4.8	-	-									

※ 表の日付は、休炉時に実施したガス冷却室又はろ過式集じん器の清掃日です。ガス冷却室のばいじん除去は「毎日」、ろ過式集じん器のばいじん除去は「連続」で実施しています。

排ガス等の測定結果①(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ、ニ)

測定位置：別紙図面のとおり

【1号炉】	測定項目	自主基準値	単位	1回目
	採取年月日	-	-	
	測定結果の得られた日	-	-	
	ダイオキシン	0.5ng-TEQ/m ³ N以下	ng-TEQ/m ³ N	

測定頻度：年に1回以上

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
採取年月日	-	-	R8.4.16			
測定結果の得られた日	-	-	R8.5.25			
ばいじん	0.01g/m ³ N以下	g/m ³ N	<0.003			
硫黄酸化物	20ppm以下	ppm	<0.7			
窒素酸化物	150ppm以下	ppm	110			
塩化水素	20ppm以下	ppm	<0.9			

測定頻度：6か月に1回以上

備考：酸素濃度12%補正値を記載しています。

【2号炉】	測定項目	自主基準値	単位	1回目
	採取年月日	-	-	R8.6.3
	測定結果の得られた日	-	-	R8.7.15
	ダイオキシン	0.5ng-TEQ/m ³ N以下	ng-TEQ/m ³ N	0.029

測定頻度：年に1回以上

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
採取年月日	-	-	R8.6.3			
測定結果の得られた日	-	-	R8.7.15			
ばいじん	0.01g/m ³ N以下	g/m ³ N	<0.004			
硫黄酸化物	20ppm以下	ppm	<0.8			
窒素酸化物	150ppm以下	ppm	94			
塩化水素	20ppm以下	ppm	<1			

測定頻度：6か月に1回以上

備考：酸素濃度12%補正値を記載しています。

排ガス等の測定結果②(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ)

測定位置：別紙図面のとおり

【1号炉】	測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
	測定日	-	-	R8.4.16			
	燃烧室燃烧ガス温度	800℃以上	℃	851			
	集じん器入口の燃烧ガス温度	200℃以下	℃	194			
	排ガス中の一酸化炭素濃度	50ppm以下	ppm	11			

【2号炉】	測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
	測定日	-	-	R8.6.3			
	燃烧室燃烧ガス温度	800℃以上	℃	861			
	集じん器入口の燃烧ガス温度	200℃以下	℃	192			
	排ガス中の一酸化炭素濃度	50ppm以下	ppm	4			

備考：ばい煙測定日の平均値を記載しています。連続測定値の記録は、施設に備えています。

一酸化炭素濃度の自主基準値は、設計基準値です。